

令和8年度Web会議システムライセンス調達仕様書

1 調達するライセンス及び数量

- | | |
|----------------------------------------------------------|---------|
| (1) Webex Business (シスコシステムズ社) | 6ライセンス |
| (2) ISMAP 対応版 Zoom Workplace Business (Zoom コミュニケーションズ社) | 18ライセンス |

2 契約形態

ライセンス購入契約

3 利用期間

令和8年8月1日から令和9年7月31日まで(12箇月)

4 初期設定作業

- (1) 全てのライセンスについて、利用期間開始日までに使用するために必要な設定(プロビジョニング等)の作業(以下「初期設定作業」という。)を完了させること。なお、設定に必要な情報(登録するメールアドレス等)については、本市が提供する。
- (2) 本市では、現在、「Webex Business」を6ライセンス(自動更新停止済み)、「Zoom Workplace Business」を18ライセンス保有しており、登録するアカウント名やメールアドレス等は可能な範囲で引き継ぐものとする。
- (3) 初期設定作業のスケジュールを提示すること。
- (4) 初期設定作業にあたっては、十分な知識を及び技術を持った作業者が行うこととし、メーカーからの技術支援体制を整えること。
- (5) 初期設定作業を行った後に、設定内容の詳細を含む作業報告書を作成し、本市に電子データにて提出すること。

5 納品

(1) 納品場所

〒670-8501姫路市安田四丁目1番地

姫路市デジタル戦略本部デジタル戦略室(姫路市役所本庁舎2階)

(2) その他

- ① 全てのライセンスを使用するために必要な設定を完了させた状態で納品すること。
- ② ライセンスの証書等がある場合は、作業報告書と合わせて提出すること。
- ③ 納品の際は、本市は指示した初期設定内容について、本市の検査を受けること。

6 その他

- (1) 本業務の履行にあたっては、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)及びこれに基づく政令並びに省令等の関係法令を遵守すること。
- (2) 個人情報の保護に関する法律、姫路市保有個人情報等の安全管理に関する基本方針、姫路市保有個人情報等取扱規程、姫路市情報セキュリティポリシー及び姫路市電子計算機処理保護管理規程を遵守すること。
- (3) ライセンス利用(初期設定内容及びライセンスの登録状況等)に関する問い合わせについては、平日(姫路市の休日を定める条例(平成2年条例第15号)に定める市の休日ではない日)9時から

17時まで対応すること。なお、受付窓口は一元化すること。

(4) ライセンス利用に必要な経費は、全て受注者の負担とする。

(5) 本業務において、不明な点や本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本市と協議の上、決定するものとする。